

益田市学校施設整備計画

～学校施設の耐震化に向けて～



令和 2年 2月

益 田 市

益田市教育委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画期間.....	1
4. これまでの整備状況について.....	1
5. 未耐震施設の状況.....	3
6. 多面的利用を考慮した拠点施設整備について.....	3
7. 本計画における施設整備の方向性について.....	4
8. 今後の施設整備について.....	4
9. おわりに.....	5

1. はじめに

平成31年（令和元年）4月に文部科学省より、公立学校施設の耐震改修状況の結果が公表され、未だ耐震化の取組みが完了していない建物として、小・中学校で894棟、幼稚園で190棟、高等学校で391棟、特別支援学校で26棟が存在することが報告されています。また、島根県内においても、3市1町で耐震性のない建物が21棟存在しており、いつ起こるかわからない大規模な地震により倒壊などで、児童・生徒等に危険が及ばないように、施設の早期整備が求められています。

本市においても、耐震化が完了していない建物が現在改築中のものを含め6校が存在している中、学校施設は児童・生徒の学習・生活の場であるとともに災害時の避難所としての役割も担うものであり、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性を有することも求められているところです。

これまで、平成21年度より学校等の状況を踏まえ耐震補強工事より実施してきているところですが、市内すべての学校施設の耐震化に向け、今後の児童・生徒が安全で安心できる教育環境の確保を進めるべく、未実施施設の早期耐震化に向け本計画を策定し、計画的に進めて行くこととします。

2. 計画の位置づけ

本計画については、学校施設の整備に関する計画のうち、国・県が至急取り組むべきと位置付けている耐震化事業に特化した計画であり、文部科学大臣が定める施設整備基本計画に即して、自治体ごとに作成することとされている義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画に付帯する位置づけとしています。今後、計画期間を40年として策定を予定している『学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）』の遂行に向け、本計画の早期完了を進めて行くこととします。

3. 計画期間

計画期間については、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、事業の進捗状況により計画の見直しを余儀なくされることがある場合は、再度検討し見直しを図ることとしています。

4. これまでの整備状況について

これまでの本市における整備については、対象施設の構造耐震指標、建設年度、立地条件等を勘案し、耐震補強、改築（老朽化による危険改築と耐震化による不適格改築）、長寿命化改良、大規模改造より手法を選定し、平成21年度より学校等の状況を踏まえ、耐震補強工事から順次実施してまいりました。平成27年度には耐震補強工事を行うことで基準を満たす施設についてはすべて完了し、現在は耐震補強工事では対応不可能な大規模改築を必要とする施設に着手しているところです。

整備完了（整備中）状況							
区分	●：耐震補強工事				整備後再編校 となった施設	○：改築工事	
平成21年度	●益田小	●西益田小					
	体育館⑩	体育館③					
平成22年度	●都茂小	●匹見小					
	体育館②	体育館②					
平成23年度	●中西小	●美都中					○東陽中
	体育館⑤	校舎③					校舎④ Is=0.27
平成24年度	●東陽中					●二川小	
	体育館⑤					体育館④	
平成25年度	●西益田小	●東陽中	●東陽中	●東仙道小			
	校舎①	校舎①	校舎③	校舎⑥			
平成26年度	●益田小	●益田中	●高津小				○東陽中
	校舎⑭ Is=0.49	校舎① Is=0.47	校舎①,2,3,5 Is=0.44				校舎④ Is=0.27
平成27年度	●益田中	●吉田小	●桂平小	●高津小		●道川小	○高津小
	校舎⑤ Is=0.52	校舎② Is=0.52	体育館⑤ Is=0.60	体育館③ Is=0.55		体育館② Is=0.53	校舎①⑥ Is=0.10
						※内田分校 体育館⑥ Is=0.86	
平成28年度							○真砂小
							体育館④ Iw=0.13（解体）
							○安田小
平成29年度							体育館⑦ Is=0.21
							中西中 旧体育館の解体
平成30年度							○中西中
							体育館⑤ Is=0.29
令和元年度							○桂平小
							校舎① 校舎③ Iw=0.88 Iw=0.32

※構造耐震指標（Is値、Iw値）とは、震度6強の地震が発生した際の建物の強度、形状、経年劣化の要因等から評価される建物の耐震性能を表す指標。

◆Is値とは非木造施設の構造耐力上、主要部分の地震に対する安全性を示す数値で、0.6以上が倒壊の危険性が低いとされている。

◆Iw値とは木造施設の構造耐力上、主要部分の地震に対する安全性を示す数値で、1.0以上が倒壊の危険性が低いとされている。

・出典：建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号）

◇学校施設（文部科学省）については、児童生徒等の安全性・応急避難場所としての機能性を考慮し、Is値0.7以上、Iw値1.1以上を超えることとしている。

5. 未耐震施設の状況

現在、本市において耐震化が完了していない建物として小学校が4校、中学校が2校存在していますが、早期の耐震化完了に向けて計画的な事業実施が望まれているところです。

小学校	○桂平小		○中西小		○戸田小	
	校舎① Iw=0.88	校舎③ Iw=0.32	校舎① Is=0.20	校舎② Iw=0.32	校舎① Iw=0.33	
	○真砂小					
	校舎① Is=0.10	校舎②1 Is=0.10	校舎②2 Is=0.66			
中学校	○真砂中				○益田中	
	校舎① Iw=0.25	校舎② Iw=0.16	校舎③ Iw=0.24	屋体⑥ Is=0.24	校舎② Is=0.26	校舎③ Is=0.63

※市内小中学校施設における未耐震施設一覧

※構造耐震指標（Is値、Iw値）とは、震度6強の地震が発生した際の建物の強度、形状、経年劣化の要因等から評価される建物の耐震性能を表す指標。

◆Is値とは非木造施設の構造耐力上、主要部分の地震に対する安全性を示す数値で、0.6以上が倒壊の危険性が低いとされている。

◆Iw値とは木造施設の構造耐力上、主要部分の地震に対する安全性を示す数値で、1.0以上が倒壊の危険性が低いとされている。

・出典：建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号）

◇学校施設（文部科学省）については、児童生徒等の安全性・応急避難場所としての機能性を考慮し、Is値0.7以上、Iw値1.1以上を超えることとしている。

6. 多面的利用を考慮した拠点施設整備について

これまで、学校施設（市が設置する小・中学校）は、学校教育を行う場としてその役割を果たしてまいりました。一方で、児童・生徒に必要な学びは学校教育だけで完結するものではないと考え、市内20地区の各公民館を中心に、地域における学び（社会教育）を支えてまいりました。

今後も、児童・生徒にとっての学びの機会を充実させていく上でも、より一層の学校と地域との連携が必要となってまいります。このような、地域全体で子どもたちの育ちを支えていくという姿勢を、昨年策定いたしました『今後の小中学校のあり方に関する基本指針』においては『学校を核とした地域づくり』を目指す」という考え方として示しています。

現在、人口減少社会を背景に本市では公共施設の設置等について見直しが行われており、学校施設に関する財政負担の軽減・平準化と最適な配置を実現するため、次年度においては「学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）」の策定を予定しています。国・県が「小さな拠点づくり」を推進する中においても、既存施設の集約化・多機能化が示されており、地域における施設そのものの考え方を変えていく時期を迎えています。

これらを踏まえて、今後の学校施設は、児童・生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災拠点や地域の交流、各種活動の拠点としてなど、多様かつ高い公共機能を有する場としても開かれていくことが求められています。学校施設に係る耐震化や施設更新等における改築等を行う場合は、学校としての機能はもとより、地域に存在する公共施設（公民館等）や各種活動の拠点（地域自治組織、放課後児童クラブ等）を集約あるいはネットワークした、地域コミュニティの核（「小さな拠点施設」）として整備を検討することとします。

7. 本計画における施設整備の方向性について

本計画における施設整備の方向性については、益田市立学校整備計画審議会からの答申及び平成25年に策定した『益田市学校施設整備計画』の方向性を踏まえ、次のとおりとします。

【施設整備の方向性】

- ①耐震性能の低い施設から優先的に整備する。
- ②整備方法については、対象施設の状況から改築（老朽化による危険改築と耐震化による不適格改築）により整備し、地域に存在する公共機能を集約できるかなど地域コミュニティの核（「小さな拠点施設」）としての整備が可能であるかを十分に検討する。
- ③学校再編との整合性を図る。

8. 今後の施設整備について

上記、【施設整備の方向性】を基に、次の『今後の改築等整備予定計画』により計画的な整備を行っていくこととする。

今後の改築等整備予定計画						
区分	○：改築工事 △：設計業務 □：解体工事 ◎：その他工事					
令和2年度	○中西小		△中西小校舎等解体工事实施設計			
	校舎① Is=0.20	校舎② Iw=0.32	△中西小屋外運動場整備工事实施設計			
			△真砂小校舎改築工事实施設計			
令和3年度	○真砂小			□中西小校舎等解体工事		
	校舎① Is=0.10	校舎②1 Is=0.10	校舎②2 Is=0.66	◎中西小屋外運動場整備工事		
				△真砂小・真砂中解体工事实施設計		
				△真砂小屋外運動場整備工事实施設計		
令和4年度	□真砂小・真砂中校舎外解体工事			△益田中校舎改築工事实施設計		
	◎真砂小屋外運動場整備工事			△戸田小校舎解体工事实施設計		
令和5年度	○益田中		□戸田小校舎解体工事			
	校舎② Is=0.26	校舎③ Is=0.63	△戸田小校舎改築工事实施設計			
令和6年度	○戸田小					
	校舎① Iw=0.33					

9. おわりに

学校施設（市が設置する小・中学校）は、学校教育を行う場であるとともに、防災拠点や地域の交流、各種活動の拠点としてなど、多様かつ高い公共機能を有する場としても開かれていくことが求められています。

そのためにも、まずは施設の耐震化を6校の耐震化未実施の施設のうち、主体施設すべてが未耐震のものより早期に実施し、児童・生徒の安全・安心な教育環境の確保に努めていくこととします。

また、学校施設は、地域とともにある集いの場であり、地域に開かれた重要な場として、地域自治組織等と協力して児童・生徒の学びを支えることが期待されています。

施設整備を行うにあたっては、学校機能と公共機能が融合する場として、児童・生徒のみならず地域が活用しやすい場となるよう、意見を集約できるワークショップ等をその都度設定し、多くの意見を集約して進めることとします。

また、財政負担の軽減・平準化と最適な配置を実現するため、学校施設の配置について見直しを図りながら、学校機能はもとより、地域に存在する公民館や地域自治組織の拠点、子ども放課後における適切な遊び及び生活の場として提供している放課後児童クラブなど地域に存在する機能を集約した地域コミュニティの核（「小さな拠点施設」）として整備することを検討していきます。

